

日本知的財産仲裁センター
事業適合性判定

利用の手引



日本知的財産仲裁センター

事業適合性判定担当部会

事業につきもの：特許紛争リスク

行為の差止
(現在・将来)

設備の除却

製品等回収

謝罪広告

利得の返還
(過去)

罰金・懲役
(法人重課)

信用失墜

**膨大な
審判・訴訟費用**



事業継続に支障

(多くの場合、移転ないし廃業)

事業適合性判定は、

申請者に対して利害関係のない
判定人**弁護士**＋判定人**弁理士**による

事業を行いたい人

事業を行っている人

事業を支援したい人

が関わる特許紛争リスクを未然に回避できるか
どうかの判定(専門的見解)です。

このような手順で行います

申請人が特定



判定対象事業
に関わる
製品／方法の
構成要件

判定人・申請人・外部特許調査機関で特定



判定対象事業
に関わる
他者発明等

判定

例) 判定対象事業に影響を与える（判定対象事業が抵触することとなる）他者発明等が存在する／しない。

※他者発明等：他者が保有する特許権、出願中の発明、又は、実用新案権、登録前の考案

主たる特徴は以下のとおりです

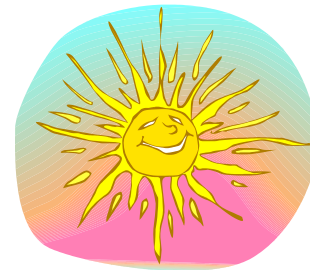
- **知財紛争に長けた弁護士、弁理士による、第三者的立場での専門的見解が得られます。**

特許紛争の未然防止を図る上で、他者発明等の性能評価は必須です。第三者的立場でこれらの性能評価を伴う制度は、本制度しかありません。

- **特許調査の負担が軽減されます。**

他者発明等の性能評価に特許調査は不可欠です。しかし、特許調査は高額が常識です。事業適合性判定を利用することで、低コストで精度の高い特許調査結果が得られます。

事業適合性判定は 事業化の各段階におけるさまざまな 不安解消に役立てることができます



例えば…研究・開発段階…

テーマを
絞りきれない…

特許調査
できない
し…

権利とれる
(とるべき)
かな



画期的な製品だけど…
研究・開発を続けて、
先々権利侵害にならない
だろうか？

他社はどのような技術
や製品を開発している
んだろう？

特許権侵害で訴えられたら、
かけたコストが無駄になる…
やめようかな…

製品／方法の研究・開発の**方向性が正しいかどうか**を判断し、
正しくない場合は、**早期に修正するための判断資料**になります。

例えば…試作段階…

儲かるかな？…

造れることは
判ったけど、製品化
できるかな？

権利とれる
(とるべき)
かな…

どんなライバル企業が
どれだけいるんだろう？



競合企業／提携可能企業、並びに、各社保有の発明・特許権の存在を事前に知り、**経営資源を投入する市場や投入時機**を間違えないようにするための意思決定を、早い段階で行うことができます。

例えば…製品化・量産段階…

特許権の及ぶ
範囲がどこま
でかなんて判
らないよ…

経営陣に
知財リスクを
理解させる根
拠が欲しい



製品化できることは
判ったけど…量産し
ちゃって大丈夫かな？

ライバル企業／提携候補
の有無や戦力が判らない

知財リスクを事前に把握し、適切な対策を施すことにより、
事業の差止、損害賠償、賠償額の拡大を未然に防止するこ
とができます。

例えば…融資(助成金交付)検討段階…

特許調査
にお金をかけ
られない

担保性を裏付け
る信頼性ある根
拠が欲しい



融資先の企業は
知財リスクを回避でき
るのだろうか？

融資先の企業の事業は
どれだけ継続可能性があ
るのだろうか？

融資先企業の知財リスクを事前に把握することにより、
融資等リスクを軽減することができます。
また、関係者への根拠資料に使うことができます。

判定は、3種類用意されています

第1号判定

判定対象事業に影響を与える可能性がある他者発明等の探索・特定

※一般の特許調査機関による調査との相違

→他者発明等の権利範囲の解釈を前提として、製品・方法の内容、特許調査の範囲を申請人と一緒に特定する。

第2号判定

他者発明等が判定対象事業に影響を与える可能性のある／無いとする、その詳細な理由の検討・提示

※第1号判定との相違

→権利解釈及びその理由（必要に応じて対応策の例示）を伴う質的サービス。

第3号判定

判定対象事業が他者発明等に抵触するかどうかの具体的な権利範囲解釈

※第2号判定との相違

→具体的な法律判断。

各判定は以下のような需要に応えます

第1号判定



特許調査結果を受け取り
さえすれば、他者発明等
の影響を判断できる

第2号判定



特許調査結果だけでは、
事業に対する他者発明等の
影響を判断できない

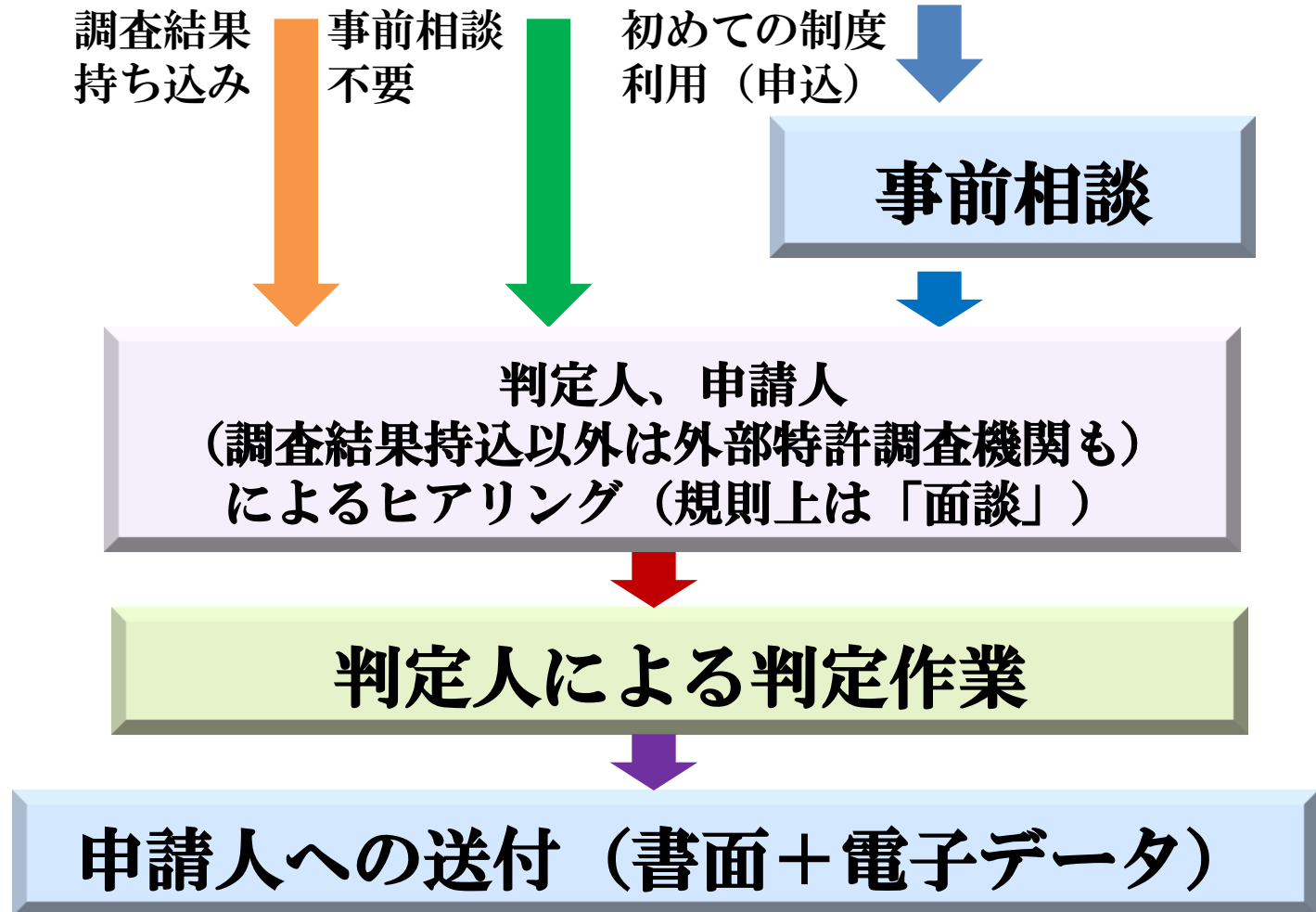
第3号判定



事業が他者発明等を現実に侵
害するかどうかについて判断
できない（あるいは客観的な
専門家の判断を望む）

制度の全体像は以下のとおりです

申請人／申込人（申請前）



費用は以下のとおりです

事前相談

※任意手続

お受けする相談内容

判定人候補弁護士／弁理士による、制度内容の説明、
申込者の需要に応じた判定の種類（第1/2/3号）の特定、
申請書類の記載指導・整備等。

1万5000円（消費税込）

=当日現金持参=

費用は以下のとおりです

第1号判定

1テーマ（対象技術分野）毎の費用
※IPCのメイングループを基準に1テーマとします

特許調査報告を持ち込む場合



20万円（消費税別）
=当センターへの事後振込=

外部特許調査機関による調査を依頼する場合



20万円（消費税別）
=当センターへの事後振込=
+
10万円（消費税別）
=外部特許調査機関への直接支払い=

費用は以下のとおりです

第2号判定

1テーマ（対象技術分野）毎の費用
※IPCのメイングループを基準に1テーマとします

第1号判定を申請し、判定書を受け取った後に、さらに第2号判定を申請する場合



40万円（消費税別）
=当センターへの事後振込=

直接第2号判定を申請する場合
（特許調査結果を**持ち込む**場合）



60万円（消費税別）
=当センターへの事後振込=

※原則として、第1号判定を行った判定人弁護士＋弁理士が、引き続いて判定を行います。

費用は以下のとおりです

第3号判定

1テーマ（対象技術分野）毎の費用
※IPCのメイングループを基準に1テーマとします

第1号判定、第2号判定を申請し、
それぞれ判定書を受け取った後に、
さらに第3号判定を申請する場合



30万円（消費税別）
=当センターへの事後振込=

直接第3号判定を申請し、かつ、
対象となる特許公報等を**持ち込む**場合

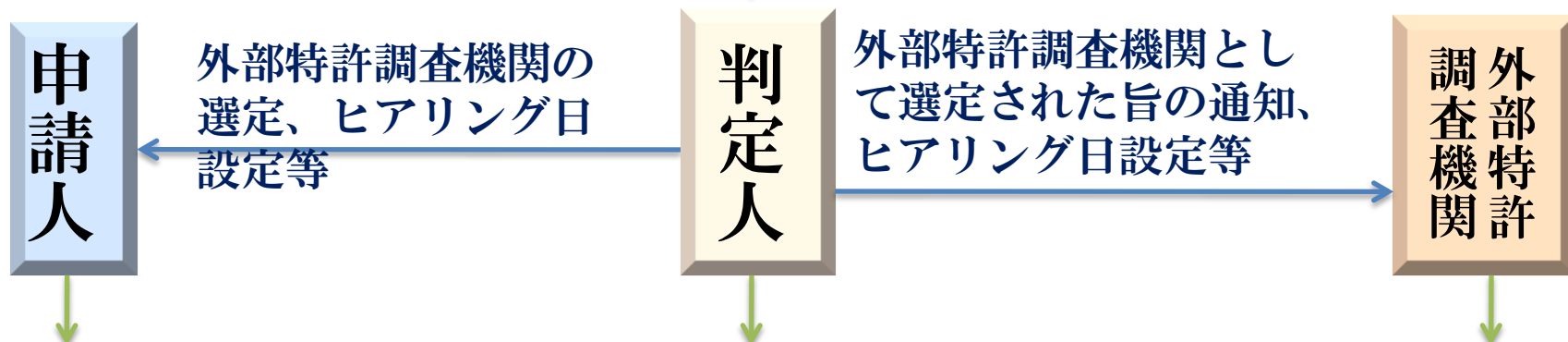


90万円（消費税別）
=当センターへの事後振込=

※原則として、第1号判定→第2号判定を行った判定人弁護士＋弁理士が、引き続いて判定を行います。

外部特許調査機関による特許調査は 以下の手順で行います

判定人の選定通知&受任確認

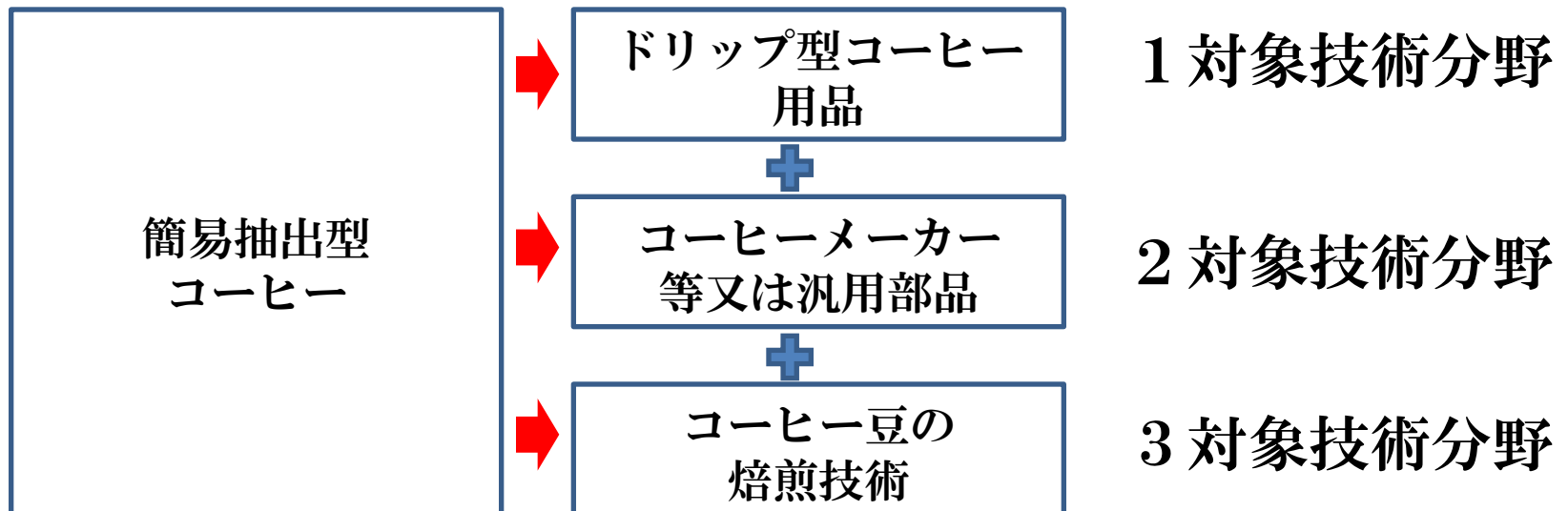


ヒアリング→ヒアリングメモ作成

- 特許調査の内容及び限界を申請人に理解してもらう（申請人：同意書等提出）
- 特許調査の費用、納期等を外部特許調査機関に理解してもらう
- 判定対象事業の詳細内容を申請人に説明してもらう
- 調査の対象技術分野（調査テーマ）、検索条件等を特定し、相互に確認する
- 特許調査報告の納期を相互に確認する
- 特許調査報告後の手続の流れを申請人と判定人との間で確認する

テーマ(対象技術分野)の特定は、 例えば以下の基準で行います

判定対象事業の事業品目（製品・方法）のうち、申請人が判定を希望する1つの特徴部分（例えばIPCのメイングループを基準にしたもの）を1対象技術分野とします。特許調査も、原則1回です。



< 1 対象技術分野の目安 >

第1号判定 最大で100件以内の抄録となる範囲

申請には以下の書類をご用意ください

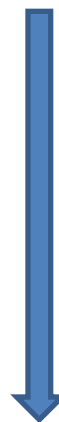
第1/2/3号判定申請

申請書(正本1 副本2)
申請対象事業説明書 (正本1 副本2)
同意書
代表者資格証明書面
委任状(本人申請の場合は不要)



事前相談申込

事前相談申込書



各書類の書式およびサンプルは、下記URLでご確認ください。

<http://www.ip-adr.gr.jp/rules/>

また、電子データ(PDFスキャン)もご用意ください(CD-ROM提出)

日本知的財産仲裁センター受付窓口

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番2号 弁理士会館内

TEL:03(3500)3793 FAX:03(3500)3839

事業適合性判定 の具体例

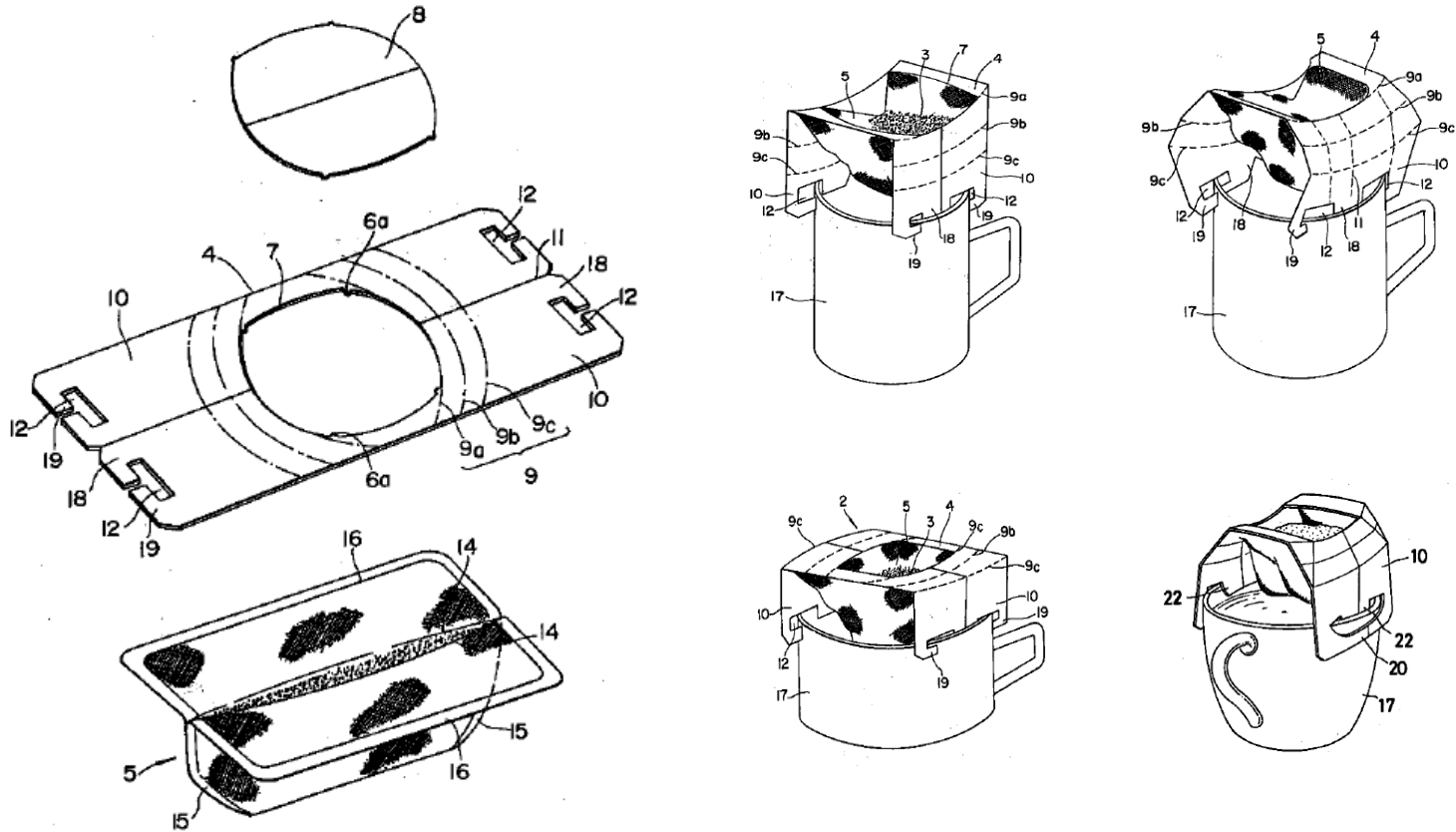


判定対象事業例

事業名 : 簡易抽出型コーヒーの製造・販売等

事業品目 : ドリップ式の簡易抽出型コーヒー (特公昭59-30411号公報参考)

詳細は、申請書に添付する申請対象事業説明書の通り



第2号判定例

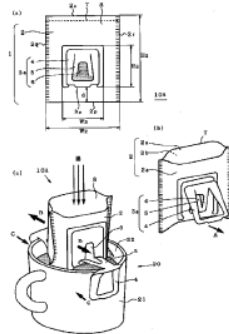
別紙資料目録記載の資料の範囲において、判定対象事業が抵触するおそれのある他者発明等及びおそれのある理由は、下記のとおりである。（見当たらない。）

別紙資料目録：特許調査により抽出された資料の目録

特許3166151号 平成13年5月14日 特願平9-365027 平成9年12月20日 登録 9項 (7頁)
大紀商事株式会社 <斎藤 光範>、<石原 豊子>、<宮原 文夫>
A47J 31/06.31/02
4B004 A04 BA22 BA43 BA46 CA14 CA16 CA30.4B104 AA07 BA45 BA46 BA47 BA50 BA77 EA03 EA08 EA19 EA30 EA39 EA16
ドリップバッグ

【特許請求の範囲】【請求項1】 通水性濾過性シート材料からなり、上部部に開口部を有する袋本体と、薄板状材料からなり、袋本体の対向する2面の外表面に設けられた掛止部材とからなるドリップバッグであって、掛止部材が、その周縁側に形成されている周縁部と、周縁部の内側にあつて、袋本体から引き起こし可能に形成されているアーム部と、アーム部の内側に形成されている舌片部とからなり、アーム部の上下いずれか一端で周縁部とアーム部とが連続し、アーム部の上下の他端でアーム部と舌片部とが連続し、周縁部又は舌片部のいずれか一方が、袋本体の外表面に貼着されていることを特徴とするドリップバッグ。

【発明の属する技術分野】本発明は、カップ等の容器の上部に掛止することにより容易にドリップ式コーヒーを入れるようにするドリップバッグに関する。



他者発明等が影響を与える
(判定対象事業が抵触するおそれがある)
と判断できる／できない理由

※必要に応じて対応策を例示する

Ex)対応策例

- 対象事業のカップへの取付部分の構造が近似する他者発明等が4件存在するので、その構造をより詳細に分析する必要がある。
- 他者発明等に対する抗弁の有無を検討する必要がある。・・・

第3号判定例

申請対象事業説明書記載の製品（方法）は、
別紙**他者発明等目録**記載の発明又は特許権
に**抵触する（しない）**。

別紙他者発明等目録：判定対象となる他者発明等の目録

第2号判定の結果より
特定した発明又は考案

申請人が独自に
選定した発明又は考案

別紙 他者発明等目録

申請対象事業説明書
(2号判定後、再作成の場合有り)

抵触の有無（法律判断）

事業適合性判定

の対象としないものがあります



以下の判定は、当面は対象としません

例 1：相対的特許力

別紙**資料目録**記載の資料の範囲において、
別紙**保有特許権目録**記載の特許権（群）は、
申請対象事業において、**優位性を発揮**し得る。

別紙資料目録：特許調査により抽出された資料の目録

別紙保有特許権目録：申請人が提示した自社保有特許権の目録

例 2：相対的貢献力

別紙**製品（方法）目録**記載の製品（方法）に係る事業
において、別紙**各社（A，B，C社）保有特許権目録**記載の各社
保有特許権が果たす**貢献割合**は、A社保有特許権〇%，B社保有
特許権〇%，C社保有特許権〇%，が相当である。

別紙各社保有特許権目録：申請人が提示した各社特許権の目録

以下の判定は、今後とも対象としません

- 事業収益予測
- 市場の需要予測
- 技術の進化予測
- 申請人のブランド力評価
- 意匠、商標の評価
- 金銭的評価
- 営業秘密の評価

詳細は、日本知的財産仲裁センター 「事業適合性判定」の項目をご確認ください。

<http://www.ip-adr.gr.jp/business/compliance/>



日本知的財産仲裁センター

Japan Intellectual Property Arbitration Center

English

文字サイズ **小** **中** **大**

お電話でのお問い合わせ

03-3500-3793

ホーム
HOME

沿革
HISTORY

業務概要
SERVICES

事例集
EXAMPLES

よくあるご質問
FAQ

→ アクセスのご案内

→ メールでのお問い合わせ



知財紛争の合理的解決に向けて

仲裁とは？

まずは相談

初心者向け：仲裁・調停

日本知的財産仲裁センターは、日本弁護士連合会と日本弁理士会が
共同で設立した知的財産の紛争処理等を行うADR(裁判外の紛争解決手段)機関です。